市道及び生活道(条件あり)の草刈を実施された団体に報償金を交付します。

- ●目的 市道及び生活道(条件あり)を良好な状態に 保全し、地域コミュニティーの醸成と環境意 識の高揚を図り、住民協働のまちづくりを推 進する。
- ●対象団体 行政区、子供会、婦人会、地域ボランティ ア団体等 ※団体は概ね5人以上で構成
- ●対象事業 市道及び生活道の草刈り作業(市道の路 肩から概ね1m以上の範囲)

但し11月以降に実施されるは草刈作業は 対象になりません

- ※対象となる生活道は、次の条件のすべ てを満たす道路です。
- ○道路幅員が2m以上あること
- O法定外公共物 (赤線)を含んでいるこ
- o起点が公道に接していて、2戸以上の 住宅が接している道路の共用部分であ ること。
- ※草の処分及び作業にかかる事故等への 対応は、各団体の責任において行って ください。なお、市民総合賠償責任保 険の対象となっています。事故等が発 生した場合は、速やかに総務課へ連絡 してください。

- ●報償金の額 作業回数にかかわらず、作業を実施さ れた道路延長(片側) 100mあたり1.0 00円 (100m未満については、切り捨 て)
- 手続きの流れ
  - ①作業計画の認定申請 (作業計画書の提出は5月末が締切です)
  - ②作業計画の認定
  - ③作業報告(写真添付)·報償金交付請求
  - ④実績確認
  - ⑤報償金の交付

※申請書の様式は、建設課、各総合支所建設経済課 に備え付けてあります。また、市ホーム



## 申請・問合せ先

建設課〔☎0837(52)1116〕

美東総合支所建設経済課〔☎08396(2)5007〕 秋芳総合支所建設経済課〔☎0837(62)1901〕

保健センターでは、『けんこ うウォーキング教室』を開催し ます。

春の風を感じながら、ウォー キングを楽しんでみませんか。

### 対象者:

- ・40~69歳までのウォーキング を始めたい、楽しみたい人
- ・全コース (3回) なるべく参 加できる人

参加費:150円(教室保険料)

日時 内容 5月9日囹 「ウォーキングを楽しんでみよう」 美東体育館 講師 山口県健康づくりセンター 健康運動指導士 佐伯義明先生 13時~16時 美東町大田コースウォーキング 5月22日闲 「雨の日や暑い日でも活動量upのコツ」 別府公民館 講師 山口県健康づくりセンター 健康運動指導士 佐伯義明先生 秋芳町別府コースウォーキング 13時~16時 6月6日 金 |秋芳保健センター||初夏の秋吉台を歩こう 9時30分~14時

※毎回ウォーキングをしますので、動きやすい服装でお越しください。

募集人員:30人

申込期限: 4月25日囹

申込・問合せ先

美祢市保健センター〔☎0837(53)0304〕

美東総合支所総合窓□課 [☎08396(2)5005] 秋芳総合支所総合窓□課 [☎0837(62)1909]

地方公共団体が実施する防災のための施策に必要 な財源を確保するため、個人県民税及び市民税の均 等割の税率が平成26年度から平成35年度までの間、 臨時的に引き上げられます。

区分	現行	改定後
個人県民税均等割	1,500円	2,000円
個人市民税均等割	3,000円	3,500円
合計	4,500円	5,500円

※上記県民税には、やまぐち森林づくり県民税(500円)が 含まれています。

問合せ先 税務課 (☎0837(52)5234)

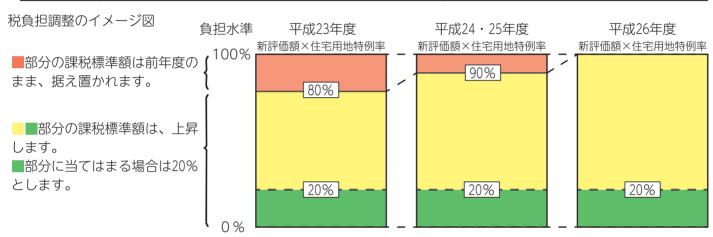
# 競技の多数組合せ

平成24年度の税制改正により、住宅用地における固定資産税(土地)の負担調整措置(課税標準額を緩やかに是正する仕組み)について、「90%以上100%未満」の負担水準であれば課税標準額を前年度と同額に据え置かれた措置が、平成26年度から廃止されることになりました。(都市計画税においても同様)

これにより、住宅用地をお持ちの人で負担水準が100%未満の人は、住宅用地にかかる税額が下表のように上昇します。

## 平成26年度の負担調整措置

負担水準	課税標準額	税額
100%未満	前年度課税標準額+(本来の課税標準額×5%) ※ ※本来の課税標準額を上回る場合、本来の課税標準額 ※本来の課税標準額×20%を下回る場合、20%相当額	
100%以上	本来の課税標準額 小規模住宅用地は【今年度の価格×1/6(特例率)】 一般住宅用地は【今年度の価格×1/3(特例率)】	据え置かれる場合と下がる場合があります



※負担水準…本来の課税標準額に対し、前年度の課税標準額がどの程度の割合であるかを示したもの 【前年度の課税標準額】: 【本来の課税標準額】

問合せ先 税務課 [☎0837(52)5234]

## 70~74歳の波保険者に係る医療費の窓口負担(高齢受給者 配一部負担金の割合)見直したついてのお知らせ

70歳から74歳の人の窓口負担は、法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされていました。 平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

見直しに当たっては、高齢の人の生活に大きな影響が生じることのないよう、4月2日以降70歳の誕生日を迎える人から段階的に実施されることとなりました。

- 4月2日以降に70歳の誕生日を迎える人(誕生日が昭和19年4月2日以降の人)
  - $\circ$ 70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の人はその月)の診療から、窓口負担が2割になります。(例えば、4月2日 $\sim$ 5月1日に70歳の誕生日を迎える人は、5月の診療から2割負担になります。)
  - ※一定の所得がある人は、これまでどおり3割負担です。
  - ○なお、窓□負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる人は、69歳までと比べて 上限額が下がります。
- ◆4月1日までに70歳の誕生日を迎えた人(誕生日が昭和19年4月1日までの人)
  - ○4月以降も医療費の窓□負担は1割のまま変わりません。(3月2日~4月1日に70歳の誕生日を迎える人は、これまでの3割負担から1割負担になります。)
  - ※一定の所得がある人は、これまでどおり3割負担です。
  - ○窓□負担の毎月の負担上限額も変わりません。

問合せ先 市民課 (☎0837(52)5231)